人事異動

内閣

内閣府副大臣に任命する（各通）

大島　敦
古川　元久
大塚　耕平

総務副大臣に任命する（各通）

渡辺　周
内藤　正光

法務副大臣に任命する

加藤　公一

外務副大臣に任命する（各通）

武正　公一
福山　哲郎

財務副大臣に任命する（各通）

野田　佳彦
峰崎　直樹

文部科学副大臣に任命する（各通）

中川　正春
鈴木　寛

厚生労働副大臣に任命する（各通）

細川　律夫
長浜　博行

農林水産副大臣に任命する（各通）

山田　正彦
郡司　彰

経済産業副大臣に任命する（各通）

松下　忠洋
増子　輝彦

国土交通副大臣に任命する（各通）

辻元　清美
馬淵　澄夫

環境副大臣に任命する

田島　一成

防衛副大臣に任命する

榛葉賀津也

内閣府大臣政務官に任命する（各通）

泉　健太
田村　謙治
津村　啓介

総務大臣政務官に任命する（各通）

小川　淳也
階　猛
長谷川憲正

法務大臣政務官に任命する

中村　哲治
吉良　州司

外務大臣政務官に任命する（各通）

本多智奈美
（西村智奈美）

財務大臣政務官に任命する（各通）

大串　博志
古本伸一郎

文部科学大臣政務官に任命する（各通）

後藤　斎
高井　美穂

厚生労働大臣政務官に任命する（各通）

山井　和則
足立　信也

農林水産大臣政務官に任命する（各通）

佐々木隆博
舟山　康江

経済産業大臣政務官に任命する（各通）

近藤　洋介
高橋　千秋

国土交通大臣政務官に任命する（各通）

長安　豊
三日月大造
藤本　祐司

環境大臣政務官に任命する

大谷　信雪
（大谷　信盛）

防衛大臣政務官に任命する（各通）（以上九月十八日）

楠田　大蔵
長島　昭久

金融庁

（総務企画局政策課長）内閣府事務官

神崎　康史

兼ねて総務企画局政策課金融企画管理官を命ずる（総務企画局企画課長）同

池田　唯一

兼ねて総務企画局企画課研究開発室長を命ずる（総務企画局企画課研究開発室長兼総務企画局政策課金融企画管理官）同

冨安泰一郎

財務省に出向させる

総務企画局政策課金融企画管理官兼務を免ずる（以上九月二十四日）

法務省

○定年退官

名古屋区検察庁副検事大矢純司は、検察庁法第二十二条の規定により九月二十日限り定年退官

堺区検察庁副検事高井順美は、検察庁法第二十二条の規定により九月二十四日限り定年退官

最高裁判所

判事補

菅　洋輝
道場　康介

同

武藤　裕一
中村　和典
田郷岡正哲

東京地方裁判所判事補に補する（各通）

横浜地方裁判所判事補に補する

同

さいたま地方裁判所判事補に補する

同

大阪地方裁判所判事補に補する

前田　芳人

同

京都地方裁判所判事補に補する

又賀　輝子

同

名古屋地方裁判所判事補に補する

大野　千尋

簡易裁判所判事

名古屋簡易裁判所判事に補する（以上九月二十日）

官庁報告

法務

公証人任免

山形地方法務局所属公証人三浦宏一は願により公証人を免ぜられた。（九月十六日）（法務省）

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

大阪労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成21年９月29日

大阪労働局長　石井　淳子

第４号中「１時間824円」を「１時間827円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年10月31日から効力を生ずる。

公聴会

第465回電波監理審議会の意見の聴取について

電波法（昭和25年法律第131号）第99条の12第１項及び第２項の規定により意見の聴取を行うこととなったので、同条第３項の規定に基づき公告します。

平成21年９月29日

電波監理審議会　主任審理官　伊丹　俊八

１　事案の表示

電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）、無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）及び無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画（平成20年総務省告示第714号）の一部変更案

２　期日　平成21年10月21日（水）午後２時から

３　場所　東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　総務省（中央合同庁舎２号館）会議室

４　主宰する審理官　主任審理官　伊丹　俊八

５　事案の要旨

(1)　電波法施行規則の一部を改正する省令案

ア　改正の内容

一　船舶に施設する救命用無線設備の機器として捜索救助用位置指示送信装置を追加し、当該装置を総務大臣の行う型式検定を要する機器とすること。（第11条の４関係）

二　義務船舶局に備えなければならない遭難自動通報設備の機器として捜索救助用位置指示送信装置を追加し、捜索救助用レーダートランスポンダとの選択を可能とすること。（第28条関係）